

自治の基本を定める条例の 検討を始めます

東郷町ならではのまちづくりを目指して

町では、第5次東郷町総合計画（平成23～32年度）の将来都市像「人とまち みんな元気な 環境都市」の実現をめざして東郷町ならではのまちづくりを進めるため、平成23年度から「自治基本条例」の制定に向けた取り組みを始めます。

自治基本条例とは

自治基本条例とは、「自分たちのまちのことについて、みんなで考えて決め、決めたことを一人ひとりが責任を持って実行していく」という、地方自治の本来あるべき姿を進めていく上で、まちづくりの主体である町民、議会、行政が、それぞれにどのような役割を果たし、協働してまちづくりを進めていくためにはどんな考え方や仕組みが必要になるかなどの基本的な理念や原則を定めるものです。

制定された後、それぞれのまちづくりの主体は、この条例に基づき、協働してまちづくりを行っていきます。そして、現在ある条例や新たに制定する条例においても、この自治基本条例の理念や原則を尊重していくことになるものです。こうしたことから、自治基本条例は「自治体の憲法」とも言われます。

町民の町民による町民のための条例

次世代へと引き継いでいくまちづくりの理念や原則であるため、まちづくりの主体が、みんなで話し合い、考え、創りあげていく必要があります。自治基本条例の制定に当たっては、町民と行政が互いに協力して行動する「協働」の考え方を尊重し、「町民による条例づくり」を推進して東郷らしい条例の策定をめざします。検討の過程では、町民のみなさんと一緒に条例を考える会議を開催するとともに、シンポジウムの開催のほか、パブリックコメントなどさまざまな形でまちづくりの主体である町民のみなさんの参加をお願いします。

自治基本条例が求められている理由

主な理由として、「地方分権の推進」と「多様化するニーズや価値観」が挙げられます。

◇地方分権の推進

「地方でできることは地方で」という地方分権時代の到来により、自らの責任と判断で地域の実情に沿った行政を運営することが求められています。

◇多様化するニーズや価値観

自治体を取り巻く社会環境が非常に厳しい状況で、人材確保も困難な中、高度化・多様化する町民ニーズに的確に対応していかなければなりません。

町が抱える問題のすべてを行政の力だけでは解決することができない時代

本来、まちづくりの主体である町民をはじめ、NPOや区・自治会、民間企業などが行政と対等な立場で、お互いの役割を理解し、まちづくりを進めることが必要不可欠。このため、町民、議会、行政がそれぞれの役割や自治体運営に関する基本的事項を明確にし、町民参加のあり方や町民と行政との協働によるまちづくりを推進し、多様な町民参加を“システム”として構築していく必要があります。

町政運営の基本理念や町民と行政によるまちづくりの基本的なルールを定めた自治基本条例を制定することにより、町民と行政とが相互の情報を共有しながら、その責任と役割を分担し、“パートナー”としての協働関係を築いていくことが重要であり、町民参加の機会拡充、協働体制の確立を図っていく必要があります。

■問合せ 企画情報課 TEL 0561(38)3111(内線2324)